

豊中市強靱化地域計画 概要版

1. 計画の策定主旨

- ◆ 国土強靱化とは、大規模自然災害への備えについて、予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の「防災」の範囲を超えて、まちづくり政策も含めた総合的な対応を、国づくり、地域づくりとして平時から持続的に展開していくとするものです。
- ◆ このような考え方のもと、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」が公布、施行され、平成26年6月には、「国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）」が策定されています。また、大阪府においても平成28年3月に「大阪府地域強靱化計画」が策定され、一丸となって強靱な国づくりを計画的に進めています。
- ◆ このような動きを踏まえ、本市においても、基本法第13条に基づき、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をつくりあげるための取組みをとりまとめ、推進するために、「豊中市強靱化地域計画」を策定します。

2. 計画の位置付け・計画期間など

- ◆ 計画の位置付け
 - ・本計画は、強靱化の推進に関して、中長期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにします。また「豊中市総合計画」及び、豊中市の防災に関して基本的かつ総合的な計画である「豊中市地域防災計画」との整合を図られたものとします。
- ◆ 計画期間
 - ・計画期間は、令和2年度（2020年度）～令和6年度（2024年度）までの概ね5年間とします。ただし、計画期間中も必要に応じて見直しを行います。

3. 基本的な考え方

- ◆ 対象：地震・津波、風水害（台風、豪雨、高潮、土砂災害等）の大規模自然災害
- ◆ 目標：国・大阪府と同様の4つの「基本目標」、8つの「事前に備えるべき目標」

【基本目標】

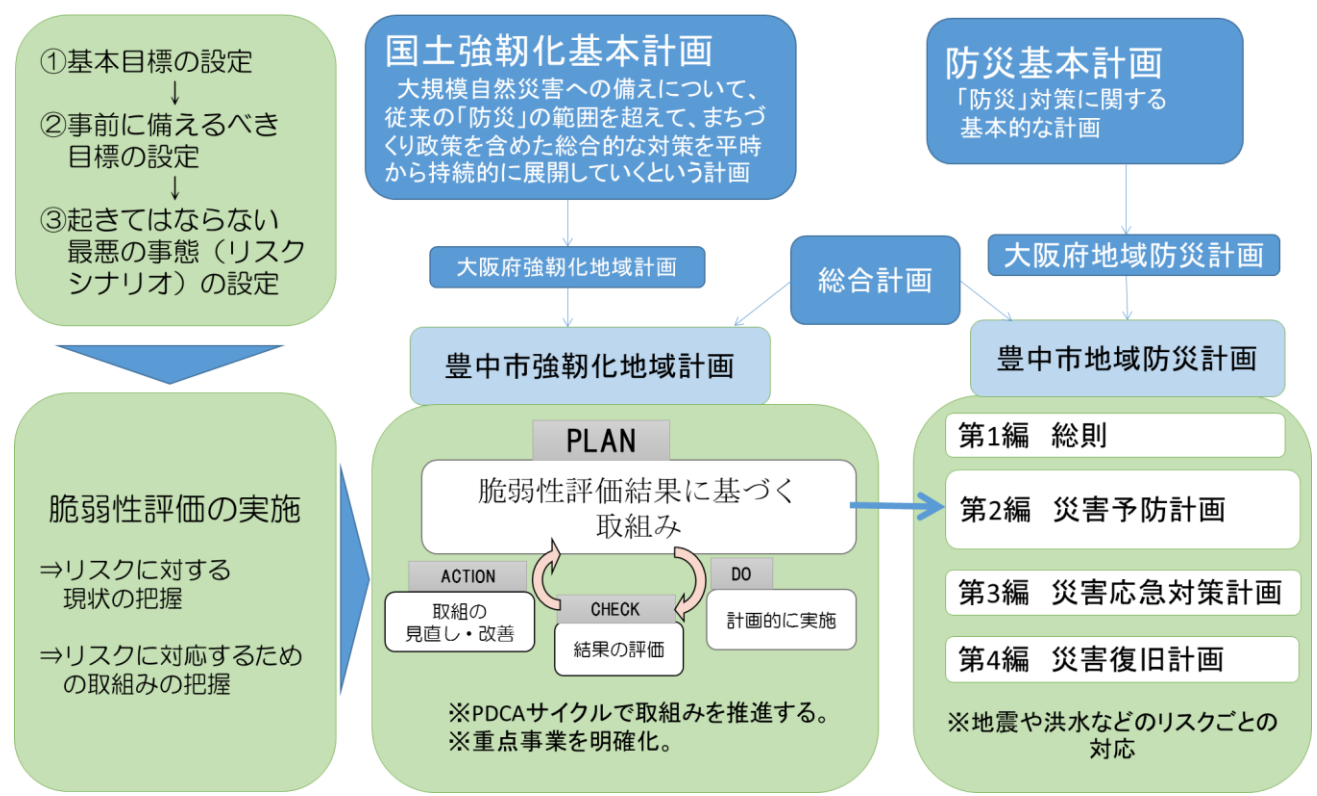
- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

【事前に備えるべき目標】

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急の活動を迅速に行う
- ③ 行政機能の確保
- ④ 情報通信・情報サービスの確保
- ⑤ 経済活動の機能維持
- ⑥ ライフラインの確保・早期復旧
- ⑦ 二次災害の防止
- ⑧ 復旧・復興条件の整備

4. 脆弱性評価の実施と計画の推進

- ◆ 脆弱性評価の実施
 - ・本市における、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定（裏面参照）し、リスクに対しての必要な取組みの分析、現状の進捗状況の把握を実施しました。
 - ・評価にあたっては、防災に関する総合的かつ基本的な計画である「豊中市地域防災計画」や各部局の運営方針・各計画等との整合を図り、進捗状況や達成度をできるだけ定量的に把握します。
- ◆ 対応施策の重点化
 - ・国の「国土強靱化年次計画2019」で示された15の「重点化すべきプログラム」、5の「重点化すべきプログラムと関連の強いプログラム」を参考に、市として重点化すべき14の「起きてはならない最悪の事態」に対応する重点事項を設定しました。限られた資源の中で、取組みについて優先順位付けを行い、影響の大きいものや緊急度の高い事業を「重点事項」として設定することで効率的・効果的に強靱化を進めます。
- ◆ PDCAサイクルによる推進と推進体制
 - ・計画に基づく取組みを効果的に推進するために「豊中市危機管理対策推進会議」を中核とした部局横断的な体制において進捗状況を毎年度確認、見直し・改善をするとともに、豊中市地域防災計画との整合を図りながら、計画への反映を実施します。



計画の構成イメージ

番号	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		
1	◎	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
2	◎	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
3	◎	1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生
4	◎	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
5	◎	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
6	◎	2-2	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
7		2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
8	◎	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
9		2-5	被災地における疫病・感染症等大規模発生
10	◎	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
11		3-1	職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
12	◎	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
13		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
14	◎	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
15	◎	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
16		5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
17	◎	6-1	上水道等の長期間にわたる供給停止
18		6-2	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
19	◎	6-3	交通インフラの長期間にわたる機能停止
20		6-4	防災インフラの長期間にわたる機能不全
21	◎	7-1	地震に伴う市街地の火災の発生による多数の死傷者の発生
22		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
23		7-3	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
24		7-4	有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃
25		7-5	農地・森林等の被害による国土の荒廃
26		8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞による復興が大幅に遅れる事態
27		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
28		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
29		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
30		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(注) ◎は重点化